

平成 21 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーバル
代表者名 代表取締役会長兼社長 大久保 秀夫
(JASDAQ・コード番号8275)
問合せ先 取締役管理本部長 加藤 康二
電話 03-3498-1541

当社の社員による不正行為についてのお知らせ

この度、当社の社員による不正行為が発覚いたしました。投資家の皆様はじめ関係する皆様には、ご心配、ご迷惑をおかけし、たいへん申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

今回の不正発覚を厳粛に受け止め、内部統制システムの構築に全社、グループをあげて取り組んでまいります。

記

1. 経緯と不正行為の概要

平成 20 年 12 月に以前から内部監査にて指摘のあった事項のうち受領書上にお客様の確認印がない等の証憑上の不備に対する改善状況確認を行いました際に、このような不備の改善が十分でないこととお客様との受注内容の確認の際にお客様が認識されていた商品構成と社内で決裁した商品構成の不一致などが複数確認されたことを受けてサンプル調査を行ったところ、不正行為の疑いがあり、引き続き社内調査を行った過程で、当社の複数の社員による商品の私用・着服行為が発覚いたしました。

不正行為の内容は主として複数の社員が電話機、複写機などの販売契約をお客様と締結する際の社内手続き時に、付属商品としてパソコン等を含めることがお客様との契約条件であるかのような虚偽の申請をし、社内決裁を受け出荷させ、その商品を回収し私用・着服したものでありますが、これに加えて個人経費精算の際の過大請求なども含まれます。

お客様には正規の契約代金をご請求しており、お客様の被害、当社売上計上金額の不正等はございません。本件の発覚により当社は外部専門家の助言も受けて、お客様との確認が得られる期間として平成 12 年 3 月期以降を調査することとし、対象となりうる取引に関してお客様への納品確認を含めて調査を行い、該当社員から事情確認を行っており、現時点で 30 名の社員が不正内容を認め、同時に弁済の意思を表明しております。

2. 業績への影響

今回の不正行為内容に関して当社では、その大半を原価や経費として処理しており、本来計上すべき科目が例えば営業外費用であったとしても経常利益以下に対する影響は限定的であると考えております。その一方で結果として税務上の申告・処理を誤っていたこ

とによる、過年度消費税、法人税等の修正が必要となり、現時点では累計額で 30 百万円程度の納税義務が生じる見通しです。

調査・確認は現在も継続中で、調査対象としている取引の総額は 190 百万円程度（平成 12 年 3 月期より平成 20 年 12 月までの調査期間対応分）と把握しておりますが、詳細につきましては確定次第速やかにご報告いたします。

3. 再発防止を含めた今後の対応

今回の不正行為は当該社員のコンプライアンスに関する認識欠如も当然ながら、社内牽制体制の不備、特に受注の承認及び確認体制が十分に機能していなかったためと受止めております。

今後、このような事態が起きないようにコンプライアンスに関する認識を徹底するための再教育の徹底と お客様への再確認も含めた業務フローを見直し、牽制機能を強化しております。

また、今回の調査は主として社内で行いましたので、今後外部専門家を含めた委員会等に確認を依頼し今回の調査内容を検証いただく予定です。

以 上